

「ビジネスと人権」に関わる取締役の責任

伊達 竜太郎（沖縄国際大学）

最近では、SDGs や ESG の議論にも関連して、「ビジネスと人権」の議論がなされる。「ビジネス」と「人権」の関係として、企業のサプライチェーンが世界中に広がる現在、自社のビジネスが、国内外の人権にもたらす影響を認識・把握していないことは、重大な経営リスクになる。「ビジネスと人権」の議論の分岐点は、2011 年報告書『ビジネスと人権に関する指導原則』（国連指導原則）である。諸外国では、企業に取引先の人権侵害行為に対応する責任を求める法制度の整備も加速している。2015 年の英国「現代奴隷法」に加え、米国のカリフォルニア州・カナダ・フランス・ドイツなどでも、立法化の動きが見受けられる。

このような状況の中で、わが国における「ビジネスと人権」に関わる会社法上の問題として、特に、取締役の責任との関係については、必ずしも明らかではない場合がある。そこで、本報告では、「ビジネスと人権」に関わる取締役の責任の議論が蓄積しつつある米国や EU の状況を踏まえ、わが国の議論に示唆を得ることを試みる。

「ビジネスと人権」を重視することは、株主利益最大化主義から、多元的ステークホルダー主義に変遷する側面を有する。ハード・ローとソフト・ローとの関係で、取締役の責任をどのように捉えるべきかの議論もある。わが国における 2021 年コーポレートガバナンス・コード改訂では、サステナビリティをめぐる課題への取組みとして、開示の質と量の充実やデータの収集・分析も要求される。諸外国では、取締役の責任を強化・拡張する立法も現れており、経営判断原則との関係性も考慮されうる。これらの議論を踏まえ、わが国における「ビジネスと人権」に関わる取締役の責任をめぐる状況を明らかにしたい。